

平成 24 年 10 月 2 日
消費者委員会

「公共料金問題についての建議」に対する実施状況報告について確認したい事項

建議事項（平成 24 年 2 月 28 日）	実施状況報告（経済産業省）（平成 24 年 9 月 28 日）	確認したい事項
<p>2 消費者の視点に立った取組の徹底 （2）電気料金 （建議事項）</p> <p>経済産業省は、電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」（座長：安念潤司 中央大学院教授）における議論の結果等を踏まえ、料金を決定するために必要な情報の提供等に努める必要がある。</p>	<p>「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成 24 年 3 月）においては、電気料金の適正性の確保のために徹底的な情報公開や行政外の専門的な知見の活用による行政のチェック能力の向上が提言されている。これを踏まえ、一般電気事業供給約款料金算定規則等の見直しを実施し、東京電力が申請した電気料金の値上げ申請に対しては、料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ客観的な観点から料金査定方針等の検討を行うため、「電気料金審査専門委員会」を設置し、全 10 回の委員会及び資料については原則公開とした。また、料金の定期的評価として実施していた部門別収支の計算結果については、これまでは自由化部門が赤字の場合のみ公表することしてきたが、常に公表することにした。</p> <p>これまで東京電力の料金値上審査における情報公開に係る具体的な取組は以下のとおり。</p> <p>「電気料金審査専門委員会（審議会）」（座長：安念中央大教授）を設置し、平成 24 年 5 月 15 日以降、合計 10 回開催（委員会及び資料は原則公開）。同年 7 月 5 日に専門委員会としての査定方針案をとりまとめた。</p> <p>この間、6 月 7 日（東京）、9 日（埼玉）に電気事業法に基づく公聴会を開催した。</p> <p>東京会場 陳述人：10 名、参考人 10 名、傍聴人：186 名 埼玉会場 陳述人：5 名、参考人 5 名、傍聴人：78 名</p> <p>あわせて、インターネットを通じた「国民の声」の募集を実施した（2,336 件）。公聴会及び「国民の声」で寄せられた意見に対しては、当省としての見解を当省のホームページにおいて公表した。</p>	<p>電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、情報公開を積極的に実施したことは評価されることである。</p> <p>今回の東京電力家庭用電気料金値上申請の審査における貴重な知見を活かし、他の電気事業者の電気料金値上申請も予想されることから、審査専門委員会、電気事業法に基づく公聴会等についての運用基準（ガイドライン）を策定する必要性はないか。</p>
<p>（参考）東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見（平成 24 年 7 月 13 日）</p> <p>審査専門委員会においては、消費者団体代表をオブザーバー参加させているが、正式の委員として消費者代表を参画させるべきではないか。</p> <p>公聴会について傍聴者が少数に留まった例があり、周知やその運営についてさらに工夫が必要ではないか。</p> <p>公聴会に関しては開催時期が早すぎたといった意見が消費者団体から出されている。経済産業省ではこのような意見も踏まえてネットにおける「国民の声」での意見募集を併用するといった対応を行ったが、公聴会の重要性からみて、今後は審査専門委員会での議論がある程度進展し、消費者側に十分な情報や論点が周知されたタイミングで公聴会を設定してはどうか。</p>		<p>他の電気事業者の電気料金値上申請がなされた場合、審査専門委員会に、消費者団体を正式委員として参画させる必要性はないか。</p> <p>今後の公聴会について周知や運営方法についてどのような検討を行っているか報告していただきたい。</p>

<p>なお、電気料金については、今後、厳正な原価評価が行われるものと理解しているところ、当該評価を行った結果、適正な料金水準を上回っていると判断された場合に、電気事業法第23条に基づく変更命令(「値下げ」)が確実に行えるよう、法令等の見直し・整備を含めた検討を行うことが望ましいと考える。</p>	<p>なお、東京電力を除く各電力会社について、年内に原価算定期間終了後の事後評価を実施し、法第23条に基づく変更命令の発動の要否について判断ができるよう、基準について現在検討中である。</p>	<p>電気料金審査専門委員会の査定方針においても指摘されているところであるが、どのような検討を行っているか報告していただきたい。</p>
<p>(参考)東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見(平成24年7月13日) 今後は原価と実績の部門別評価を毎年実施し、規制部門の電気料金が不当に高い事態となる場合には、本年2月の当委員会による「公共料金問題についての建議」で指摘したように、適正な料金に確実に値下げさせることを可能にする仕組みを構築するために、電気事業法第23条に基づく料金認可変更命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うこと</p>		<p>特に原価算定期間内において、電気事業法第23条に基づく料金認可変更命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討をどのように行っているか報告していただきたい。</p>